

特別休暇について

次の場合は、届出によって特別休暇を取得することができます。

(就業規則第7条第2項第1号から第13号)

一 忌引

- イ 配偶者の死亡した場合 10日
- ロ 父母の死亡した場合 7日
- ハ 子女の死亡した場合 5日
- ニ 祖父母、兄弟、姉妹及び配偶者の父母の死亡した場合 3日
- ホ その他三親等に該当の者の死亡した場合 1日
- 二 本人が結婚する場合 5日
- 三 子女が結婚する場合 2日
- 四 兄弟姉妹が結婚する場合 1日
- 五 子女の出生 2日
- 六 父母、配偶者及び子女の追悼のため特別な行事（死亡後15年以内に行われるものに限る）を行う場合 1日

以上各号につき旅行を伴うときは、その往復の日数を加える。

- 七 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間以内
- 八 伝染病予防のため就業を禁止されたときは、その期間
- 九 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、7日以内
- 十 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難と認められるときは、その期間
- 十一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことが止むを得ないと認められるときは、その期間
- 十二 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことが止むを得ないと認められるときは、その期間
- 十三 女子にして生理日の就業が著しく困難な者は、1カ月2日以内

特別休暇について、下記のとおり運用方針を定めております。

特別休暇取得の原則・・・第5号（子女の出生）以外は、分割して取得することはできない。第6号から第13号までの特別休暇は、事由発生日から連続していなければならない。

○ 第1号（忌引）

葬儀、服喪、その他の親族等の死亡に伴い必要な行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに連続して取得できるものとし、休暇日数中の休日はこれを休暇に算入する。

○ 第2号～第4号（結婚）

結婚式、旅行、その他の結婚に伴い必要な行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに連続して取得できるものとし、休暇日数中の休日はこれを休暇に算入する。入籍、結婚式または事実上の結婚生活に入った最も早い時期から1年までの間に取得する。

○ 第5号（子女の出生）

出産の日を含めて1ヶ月以内に連続または分割して取得できるものとする。

○第6号（年忌法要等追悼のための特別な行事）

父母とは、実父母又は養父母を意味し、配偶者の父母や継父、継母は含まない。

○第8号（伝染病）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第18条に規定する「一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者」と医師に診断され就業制限に該当する場合に限るものとする。結核、ジフテリア、コレラ、H5N1型の鳥インフルエンザ等が該当し、一般のインフルエンザ、COVID-19、麻しんは該当しない。

○第9号

- ①滅失・損壊とは、現住居の全部又は大部分が使用不能の状態にある場合をいい、日常生活に特に不自由しない程度であれば該当しない。
- ②自己の過失による火災や、自動車により職員の現住居が破壊され、使用不能となった場合も該当する。
- ③別居している家族の（現に教職員が居住していない）家屋の滅失・損壊の場合は該当しない。
- ④滅失・損壊は、現実そのような事態となった場合に限られ、単にそのようなおそれがあるというだけでは該当しない。

○第10号

- ①その他の災害には、豪雪による災害、落雷による災害、津波・火山活動等による災害が該当する。
- ②感染症集団発生地域に居住する教職員については、居住する事実のみでは該当しないが、法令により交通遮断等の特別な措置が講ぜられ、出勤することが著しく困難であると認められる場合に限り承認する。
- ③交通機関の事故について、並行又は振替輸送による交通機関を利用して出勤することが経済的、時間的に見て社会通念上容易であると認められる場合は、本人の個人的判断にかかわらず該当しない。

○第11号

「選挙権その他公民としての権利の行使」とは、公民に認められる国家又は地方公共団体の公務に参加する権利をさす。具体的には以下のとおり。

(1) 選挙権

主に公職選挙法に基づく選挙等をさす。（農業委員、漁業調整委員選挙も含む）

私的な旅行により投票日に選挙権を行使できないため、不在者投票を行うとして、公民権行使の特別休暇を請求した場合の取扱いは、不在者投票が認められ、かつ、勤務時間外においてはその目的を達することができないと認められるときに限り承認することができるものとする。

(2) 最高裁判所裁判官の審査権

(3) 憲法改正の場合の国民投票権

(4) 地方公共団体の議員、長の解職の投票権

(5) 一地方公共団体にのみ適用される特別法についての同意を求める住民投票の権利

○第12号

（前提）所定の手続きを経て、本人の都合とは別に（本人の同意のいかんに関わらず）出頭を要求され、出頭する場合に限る。刑事訴訟・民事訴訟の当事者として出頭する場合は、特別休暇の事由に該当しない。

裁判員…裁判員候補者（選任手続）または裁判員もしくは補充裁判員となって裁判所に出頭

証人…①衆議院規則 53 条、257 条、参議院規則 182 条を根拠とする国会への出頭。②民事訴訟法 271

条、刑事訴訟法 143 条を根拠とする裁判所への出頭。③検察審査会法 37 条を根拠とする検察審査会への出頭。

鑑定人…①民事訴訟法 212 条以下を根拠とする場合。②刑事訴訟法 165 条を根拠とする場合。

参考人…①刑事訴訟法 223 条根拠とする被疑者以外の者としての検察、司法警察当局への出頭。②衆議院規則 85 条の 2、参議院規則 186 条を根拠とする国会への出頭。③土地収用法 65 条 1 号を根拠とする土地収用委員会への出頭。

等…①検察審査会の検察審査委員又はその補充員は該当する。②公職選挙法 38 条 2 項により選任された投票立会人、同法 62 条 8 項により選任された開票立会人は該当する。但し、上記以外の投票立会人、開票立会人、投票管理者及び開票管理者は、選任にあたり本人の同意を前提とするため該当しない。③自宅へ強盗に押し入られた教職員について参考人として事情聴取のため警察から出頭要請があった場合、該当する。④国会法及び各議員規則に規程される公述人は該当しない。

○旅行日は、第 1 号から第 6 号までに該当する場合で行事や手続きのために遠隔地に赴く必要があるとき、連続した前後に与えるものとし、付与できる日数は次のとおりとする。

旅 行 先	旅 行 日 数
東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、埼玉県、千葉県 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	なし
東京都(島しょ部)、宮城県、福島県、長野県、岐阜県 新潟県(島しょ部を除く)、愛知県、滋賀県、三重県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	往復いずれか1日
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県 富山県、新潟県(島しょ部)、石川県、福井県、和歌山県 中国・四国・九州地方の各県	往復各1日
海 外	往復各1日